

新宿南口西地区地域冷暖房施設の都市計画変更素案について

新宿区では、現在9地区の地域冷暖房施設を都市計画として定めている。(資料2－2)

このうち、新宿南口西地区地域冷暖房施設について、新宿駅西南口地区開発計画における建物の建設に伴い地域冷暖房施設による熱供給を行うため、都市計画変更手続きを進めているので報告する。

1 新宿南口西地区地域冷暖房施設の概要(資料2－3)

新宿南口西地区地域冷暖房施設は、大気汚染防止と環境負荷低減を図ることを目的として、新宿南エネルギーサービス(株)が平成7年から冷水や蒸気による熱供給を開始し、現在8棟(供給延べ面積41.3万㎡)の建物に熱供給を行っている。

- ・ 名 称：新宿南口西地区地域冷暖房施設
- ・ 熱供給事業者：新宿南エネルギーサービス(株)
- ・ 熱発生所施設：西エネルギーセンター 新宿南プラント(施設面積約2,900㎡)
- ・ 供 給 区 域：新宿区西新宿一丁目、渋谷区代々木二丁目及び
千駄ヶ谷五丁目の各一部 約9.2ha

2 都市計画変更素案の説明会について

- (1) 日 時：令和6年9月20日(金) 午後7時から午後7時45分まで
- (2) 会 場：地域交流センター代々木の杜 区民交流室A(渋谷区代々木二丁目35-1)
- (3) 出席人数：3名
- (4) 意 見 等：
 - ・ 地域冷暖房施設は、個々に熱源を設置した場合と比べてどのくらい省エネになるのか。
 - ・ この計画に税金は使われるのか。

3 都市計画変更素案について

東京都市計画地域冷暖房施設 新宿南口西地区地域冷暖房施設(資料2－4)

- ・ 新設熱発生所施設

名 称：新宿南第二プラント

位 置：渋谷区代々木二丁目(施設面積約1,900㎡)

熱発生所施設の設置位置は渋谷区域に存するものの、計画建物が新宿区、渋谷区を跨いでいるため、2区同時に都市計画変更手続きを実施する。

4 今後の予定

- 令和6年11～12月 都市計画変更案の公告・縦覧及び意見書の受付
- 令和7年 1月 都市計画審議会(審議)
- 2月 都市計画決定・告示(新宿区決定)